

ガス関係報告規則 附則第四条関係 平成 29 年 11 月 15 日報告分 記載例

日本コミュニティーガス協会

経過措置指定団地にガスを供給する事業者は、指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に附則第四条に係る報告をしなければなりません。ただし、第 1 四半期、第 2 四半期又は第 3 四半期にかかる報告については、指定の解除が見込まれない場合には、団地ごとに附則様式第 4 第 2 表・第 3 表（平成 31 年度第 4 四半期以降）に代えて、附則様式第 5 により報告することができます。

下記は、ZZZZZ 社が平成 29 年度第 1 四半期の報告を平成 29 年 11 月 15 日に XX 経済産業局長宛提出する際に、AAA 団地、BBB 団地及び EEE 団地につき附則様式第 5 により報告する際の記載例です。CCC 団地及び DDD 団地については、前回同様附則様式第 4 により報告します。

- (ポイント) ① 附則様式第 4 第 1 表(1)は、事業者ごとに、必ず提出すること。
 ② 指定の解除が見込まれる団地については、8 月 15 日提出分と同様に、附則様式第 4 第 1 表(2)、第 2 表 1 (1)(2)、第 2 表 2 (1)(2)により、対象期間を変更して報告すること。
 ③ 附則様式第 5 により報告する（特段の状況の変化がないとする）期間は 3 年間です。
期間の始期として記入する年月に注意すること。

1. 附則様式第 4 第 1 表(1)

附則様式第 4 (附則第 4 条関係)
 第 1 表(1)
 指定旧供給地点の類型報告書
 平成 29 年 11 月 15 日
 XX 経済産業局長 殿
 みなしガス小売事業者名 ZZZZZ 社

番号	名称	類型
1	AAA 団地	住宅団地型
2	BBB 団地	混合型
3	CCC 団地	住宅団地型
4	DDD 団地	混合型
5	EEE 団地	住宅団地型

2. 附則様式第 5 AAA 団地、BBB 団地、EEE 団地 (BBB 団地、EEE 団地は略)

附則様式第 5 (附則第 4 条関係)
 競争関係に係る報告書
 平成 29 年 11 月 15 日
 殿
 みなしガス小売事業者名 ZZZZZ 社
 (指定旧供給地点の名称 AAA 団地)

当該指定旧供給地点における 平成 26 年 7 月 から平成 29 年 6 月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

	報告の期限	報告すべき時点	簡便報告の対象期間
平成 29 年度第 1 四半期	平成 29 年 11 月 15 日	平成 29 年 6 月末	平成 26 年 7 月～平成 29 年 6 月
平成 29 年度第 2 四半期	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年 9 月末	平成 26 年 10 月～平成 29 年 9 月
平成 29 年度第 3 四半期	平成 30 年 5 月 15 日	平成 29 年 12 月末	平成 27 年 1 月～平成 29 年 12 月
平成 29 年度第 4 四半期	平成 30 年 8 月 15 日	平成 30 年 3 月末	簡便報告することはできない

3. 附則様式第 4 第 1 表(2)、第 2 表 1 (1)(2)、第 2 表 2 (1)(2) (CCC 団地、DDD 団地ともに略)
 以上